

兵庫県政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月28日

条例第30号

最終改正 平成26年9月24日 条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、兵庫県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し、政務活動費を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(会派及び議員の責務)

第1条の2 会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その用途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。

(議長の責務)

第1条の3 兵庫県議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 県は、会派に対し、政務活動費を交付する。

(政務活動費の額等)

第4条 政務活動費の額は、月の初日に在職する議員1人につき月額450,000円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は兵庫県議会（以下「議会」という。）の解散があった場合には、当月分の政務活動費の額については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、会派の名称、代表者の氏名、政務活動費経理責任者の氏名、所属議員数及び所属議員氏名を記載した会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は、会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出のあった会派が解散したときは、その代表者は、解散した会派の名称及び解散した年月日を記載した会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、政務活動費の交付を受けようとする会派について、毎年度4月5日までに、書面により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、書面により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による通知を受けた会派について、その年度分の政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。

2 知事は、前条第2項の規定による通知を受けた会派について、新たに交付する政務活動費が生ずるとき、又は既に交付の決定を行った政務活動費の交付の額に変更が生ずるときは、前項の規定に準じ決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、前条第1項及び第2項の規定による通知を受けた後、四半期ごとに、当該四半期に属する月分の政務活動費を知事に請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月分までの政務活動費を請求するものとする。

2 一四半期の途中において、新たに会派が結成され、若しくは会派の所属議員が増加した場合は、当該会派の代表者は、前条第2項の規定による通知を受けた後、速やかに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める政務活動費を請求するものとする。

(1) 新たに会派が結成された場合 当該会派の会派結成届が提出された日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の当該四半期に属する月分の政務活動費

(2) 会派の所属議員が増加した場合 当該増加が生じた日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の当該四半期に属する月分の政務活動費

3 知事は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(1) 会派名及び代表者氏名

(2) 交付を受けた政務活動費の総額

(3) 交付を受けた政務活動費に係る支出の総額並びに次に掲げる支出項目別の額及び当該項目ごとの主たる支出の内訳

ア 調査研究費

イ 研修費

ウ 会議費

エ 広報広聴費

オ 要請陳情等活動費

カ 資料作成費

キ 資料購入費

ク 事務所費

ケ 事務費

コ 人件費

(4) 交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該年度中に会派が消滅したときは、前項の規定にか

かわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、会派が消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 3 前2項の収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない。

（議長の調査）

第9条の2 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、政務活動費の適正な使用を確保するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする。

（議長の是正勧告及び命令）

第9条の3 議長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、会派に対し、収支報告書の内容の是正を勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた会派が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合には、議長は、当該会派に対し、相当の期間を定めて収支報告書の内容の是正を命ずることができる。

- 3 議長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第12条第1項に規定する兵庫県議会政務活動費調査等協議会の意見を聴くとともに、当該命令を行おうとする会派に対し、十分な弁明の機会を与えなければならない。

- 4 議長は、第2項の規定による命令を行ったときは、当該命令の内容を公表するものとする。

- 5 第2項の規定による命令を受けた会派が、当該命令で定めた期間を経過してもなお収支報告書の是正を行わない場合は、当該収支報告書は、当該命令の内容に従って修正されたものとみなす。

（政務活動費の返還）

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派が既に交付を受けた政務活動費について、会派が消滅した日の属する月の翌月分（その日が月の初日の場合は、当月分）以降の政務活動費として交付を受けた額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、一四半期の途中において、会派の所属議員が減少し、交付を受けるべき政務活動費の額が減少したときは、第7条第2項の規定による通知を受けた後、既に交付を受けた政務活動費の額から当該四半期において交付を受けるべき政務活動費の額を控除した額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

- 4 知事は、前3項の規定の適用がある場合には、政務活動費の交付を受けた会派に対し、返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第11条 第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第6条各号に規定する情報を除き、閲覧に供するものとする。

（兵庫県議会政務活動費調査等協議会）

第12条 政務活動費の適正な使用に関する事項を調査審議するため、議会に兵庫県議会政務活動費調査等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、議長の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議する。

(1) 第9条の3第3項に規定する収支報告書の是正命令に係る意見に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、政務活動費の適正な使用に関すること。

3 協議会は、委員3人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、議長が定める。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付並びに政務活動費に係る収入及び支出の報告に関して必要な事項は、議長が定める。

別表（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び会派又は議員が雇用する職員の参加に要する経費
会 議 費	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
広 報 広 聴 費	会派又は議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の政務活動に要する経費
資 料 作 成 費	会派又は議員が行う政務活動に必要な資料を作成するために要する経費

資 料 購 入 費	会派又は議員が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	会派又は議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(政務活動費の額等の特例)
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成27年6月分の政務活動費の額は、次の各号に掲げる政務活動費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 月の初日に存在する会派に係る政務活動費 150,000円に月の初日における当該会派の所属議員数を乗じて得た額
 - (2) 平成27年6月11日以降最初に招集される議会の初日に存在する会派に係る政務活動費 300,000円に同日における当該会派の所属議員数を乗じて得た額
- 3 第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、前項第2号に規定する政務活動費は、次の四半期に属する月分と併せて請求するものとし、知事は当該請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

附 則 (平成14年6月7日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月21日条例第67号)

この条例は、平成19年6月11日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月7日条例第37号)

この条例は、平成23年6月11日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定(同項第2号に係る部分を除く。)は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の兵庫県政務活動費の交付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第8条第3項の規定により交付を受ける政務活動費から適用し、同日前に改正前の兵庫県政務調査費の交付に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第7条第3項の規定により交付を受けた政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第1項の規定により提出されている会派結成届又は

会派異動届は、改正後の条例第5条第1項の規定により提出された会派結成届又は会派異動届とみなす。

附 則（平成26年9月24日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行後速やかに、平成26年度分の政務活動費の交付に係る変更の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

3 この条例の施行の日において改正前の兵庫県政務活動費の交付に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第8条の規定により現に平成26年度分の政務活動費の交付を受けている議員に係る政務活動費の当該年度分の収支報告書の提出及び政務活動費の返還については、改正後の兵庫県政務活動費の交付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の条例第9条第4項中「政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し」とあるのは、「政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し」とする。

4 改正後の条例第9条の2及び第9条の3の規定は、前項の議員についても、適用する。この場合において、改正後の条例第9条の2中「前条」とあるのは「兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第 号）による改正前の兵庫県政務活動費の交付に関する条例第9条」と、改正後の条例第9条の3中「会派」とあるのは「会派及び議員」とする。